

推進に向けてのポイント

1 取り組み事例に学ぶ

区内や地区には、優れた取り組み事例があります。地域で新たな取り組みを開始する際など、組織やその運営方法、取り組む場合の問題点とその対策や解決策など具体的な実践内容が分かり、取り組み推進に役立ちます。



2 担い手の発掘

町内自治会の役員、民生委員などのなり手を見つけることが難しいと言われる。しかし、地域には、ボランティア活動に関心のある方、また、退職された団塊の世代の方々など、技術や経験を持つ有能な人材も存在します。それらの人材を地域福祉の担い手として発掘する必要があります。

地域の福祉活動の担い手を発掘するには、活動へ参加しやすい仕組みづくりや、地域の福祉活動の情報を提供すること、また、地域の生活課題について地域住民同士で共通認識を持つための勉強会や検討会の開催など、啓発が必要です。



3 活動拠点

地域で活動するにあたり、「活動拠点となる場所がない」という問題が聞かれます。新たに拠点となる施設を整備することは、大変難しい状況です。地域に存在する資源である、集会所、空き屋、空き店舗の有効活用など工夫して、活動拠点を確保することが望まれます。

4 活動資金

活動が開始されても、活動資金の確保に至らず、活動が継続できないなどの問題があります。無理のない会費や利用料、行政からの補助や、民間企業の福祉活動への助成、共同募金の分配事業、地域のイベントでのバザー開催、地域での募金、地域の商店や事業所からの寄付など、知恵を出し合い活動資金の確保を図ることが必要です。

地域住民が共に助け合い、地域でだれもが安心して充実した暮らしができるように

第2期 美浜区地域福祉計画

みんなが主役！こころ豊かな美浜づくり

「自助」とは、

「自分のことは自分で行うこと！」

日常生活の中で自らの責任において、自分でできることは自分たちで行うことです。行政まかせや他人ごとではなく、個人や家族が自ら解決するということです。

「共助」とは、

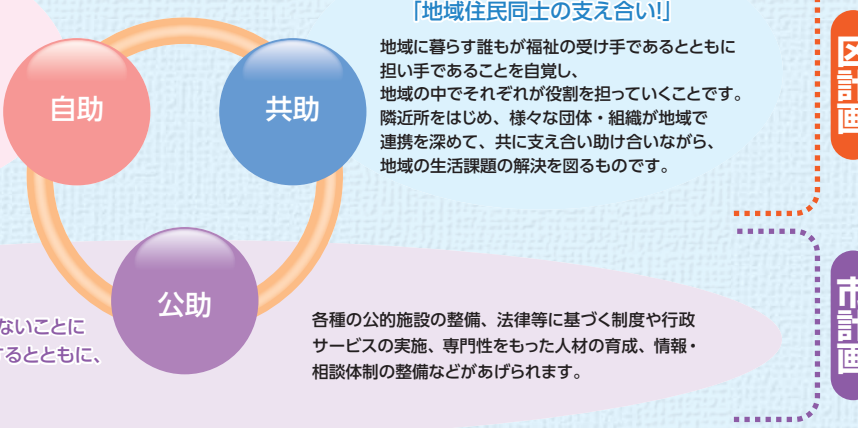
「地域住民同士の支え合い！」

地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。隣近所をはじめ、様々な団体・組織が地域で連携を深めて、共に支え合い助け合いながら、地域の生活課題の解決を図るものです。

「公助」とは、

「個人や、地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助、共助の取り組みを支援するとともに、基盤づくりを行うこと！」

各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や行政サービスの実施、専門性をもった人材の育成、情報・相談体制の整備などがあげられます。



千葉市は、社会福祉法に基づき、各区ごとに、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと **自助**、地域住民同士が支え合うこと **共助** を中心とした住民参加・活動計画「各区地域福祉計画」、及び地域福祉に関する基本理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や、地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策 **公助** を中心とする「千葉市地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉計画	
区地域福祉計画 (6区において策定)	市地域福祉計画
<ul style="list-style-type: none"> 自助・共助を中心とした計画 地域の課題を解決するための方策や具体的な取り組みを盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> 市で取り組むべき公助を中心とした計画 区計画を進めるために必要な支援策を盛り込む



美浜保健福祉センター 高齢障害支援課
 〒261-8581 千葉市美浜区真砂 5-15-2
 TEL 043-270-3505 FAX 043-270-3281
 電子メール koreishogai.MIH@city.chiba.lg.jp

千葉市保健福祉局 地域福祉課
 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所 1 階
 TEL 043-245-5158 FAX 043-245-5620
 電子メール chiiki.HW@city.chiba.lg.jp

第2期 美浜区地域福祉計画

なぜ地域福祉計画か

近年、少子高齢化や核家族化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、また、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になっています。

一方、市民の保健福祉に関するニーズは多様化しており、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、市民の誰もが安心して充実した生活を送るためには、お互いにコミュニケーションを深め、「地域で支え合う力」を高めていくことが一層大切になっています。

第1期計画から第2期計画へ

この計画は、区内で暮らす全ての人が、家庭や地域で自立して安心して生活できるよう支援していくことを目的としています。地域住民・町内自治会・社協地区部会・民生委員、地域の団体や事業者・行政等が協働して生活課題を解決することを目指し、身近な問題から課題を設定して、その解決策の検討を行い、平成18年3月、第1期美浜区地域福祉計画を策定しました。[計画期間平成18～22年度]

第2期計画では、第1期計画で捉えた地域の生活課題に大きな変化はないと考えられることから、基本目標、施策の方向性やその基本的解決策は継承することとし、取り組み状況を把握し、問題を検証したうえで、それらを反映した内容としました。

基本目標 第1期計画を継承します。

みんなが主役! ところ豊かな美浜づくり

美浜区は、住民のほとんどが他の地域より移り住んでおり、地域や住民に多様性のある区であります。それぞれが向き合い、理解し合い、協力し合うことにより、地域みんなで安心して暮らせる「ところ豊かな」まちづくりを目指します。

基本方針・施策方向 4つの基本方針、12の施策の方向性、27つの取り組み

第1期計画を継承します。

基本方針Ⅰ 市民主体による協働のまちづくり

(3つの施策の方向性、7つの取り組み)

地域の住民同士が新しい近隣関係づくりや住民と地域の諸団体がネットワークづくりを推進し、連携と協働により支援に取り組む「まちづくり」を進めます。

1 地域の世話役づくり

- (1) 新しい近隣づくり活動(日頃から、あいさつに心がけ、近隣とのコミュニケーションから始めよう)
- (2) 中学校区を中心に、地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化(地域の現状把握と活動充実)

2 安心、見守り体制の構築

- (3) 地域の“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築
- (4) 学校と地域が連携した防災訓練の実施
- (5) 災害発生時の地域での対応マニュアル整備

3 町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援

- (6) 地域みんなで連携し、中学校区を単位とした「(仮)地域福祉まちづくり会議」の設置
- (7) 地域の課題をコミュニティビジネスで解決できないか取り組んでみましょう

基本方針Ⅱ 必要な情報が、いつでも得られ相談できる仕組みづくり

(2つの施策の方向性、5つの取り組み)

地域の誰もが必要ときに必要な情報が得られ、適切な支援に結びつくよう、地域でできる取り組みを進めます。

4 情報発信の強化

- (8) 地域のだれもが身近で得られる情報の発信
- (9) 地域のだれもがわかる情報の発信

5 身近な相談者の確保

- (10) 日頃から、地域にどんな支援が必要な人がいるか、また、どんな相談窓口があるか知っておこう
- (11) 民生委員・児童委員と地域で取り組まれている「助け合い活動」などとの連携を図る
- (12) あんしんケアセンターの利用促進(出張相談の利用と充実)

基本方針Ⅲ 誰もが暮らしやすい環境づくり

(4つの施策の方向性、8つの取り組み)

地域の住民が、お互いに知り合い、理解し合い、自然に助け合う気持ちを持てるような地域コミュニティを形成し、誰もが安心していきいきと暮らせる「まちづくり」に向け、地域でできる取り組みを進めます。

6 居場所、交流の場づくり

- (13) 小中学校の余裕教室・空き教室活用
- (14) フリースペースの設置場所の確保と運営管理体制の検討
- (15) 町内自治会、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用
- (16) 空き店舗や店舗の客入りの閑散な営業時間帯を活用したコミュニティスペースの提供と商店街の活性化

7 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保

- (17) 障害者や高齢者の地域での交流促進による自立促進(雇用促進)
- (18) 近所に、何でも相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう

8 災害時における要援護者への避難支援

- (19) 障害者・要援護者等の避難訓練の実施及び避難所の体制づくり

9 交通手段の充実

- (20) 地域での送迎ボランティアや福祉輸送の推進

基本方針Ⅳ 福祉を支える仕組み(活用)と人づくり

(3つの施策の方向性、7つの取り組み)

地域での自立生活を支援する制度の利用促進と地域の資産を活用した支援を展開していくための人づくりに、地域でできる取り組みを進めます。

10 社会福祉協議会の利用促進

- (21) 日常生活自立支援事業の利用促進
- (22) 成年後見制度の利用促進

11 「福祉意識の醸成」・「人権意識確立」

- (23) 誰もが隔てなく暮らせるまちづくり
- (24) 地域で高齢者虐待や児童虐待を予防
- (25) 福祉教育の充実

12 ボランティアセンターの利用促進

- (26) 美浜区ボランティアセンターを活用したボランティア活動への参加推進
- (27) 研修の実施などによるボランティアの養成と地域人材の活用(自分の力や特技を地域のボランティア活動に生かそう)

